

「くまモンファン感謝祭2025 in OSAKA」企画運營業務委託仕様書

1 委託業務名

「くまモンファン感謝祭2025 in OSAKA」企画運營業務委託

2 委託目的

熊本県営業部長兼しあわせ部長の「くまモン」の活動を日頃から応援いただいている関西のファンの皆様に感謝の気持ちを伝えるとともに、くまモンの魅力や熊本の観光（DC キャンペーン）・物産等の情報を広く発信することで、新たな「くまモン」ファン及び熊本ファンを掘り起こすことを目的とする。

3 イベント実施日

①令和8年（2026年）2月14日（土）～2月15日（日）

②令和8年（2026年）2月21日（土）～2月22日（日）

※実施日は①又は②のどちらかとする。

※実施決定に際しては契約後、熊本県大阪事務所と打ち合わせのうえ確定すること。

※イベント前日には、リハーサルを実施すること。

4 イベント会場

関西・東海エリアで概ね1万人以上の来場者が見込まれ、ステージの設置が可能で、効果的な物産展を開催することができる会場とし、上記の日程で実施可能な2か所以上提案すること（大阪府内を1カ所必須とする）。

※ステージ等は、雨天時でも対応可能なものとする。

※会場については仮予約をしておくこと。

5 委託業務の内容

受託者は、下記業務内容を遂行するものとする。

（1）イベント全体の運営

- ① イベント実施までの企画、運営、進捗管理を主体的に行うこと。
- ② イベント実施に適した会場を選定・確保すること。
- ③ 大阪くまモン隊との調整業務を行うこと。
- ④ 契約後、速やかに業務委託全体の工程表を作成し提出すること。
- ⑤ 熊本県大阪事務所との協議、打ち合わせ内容については、受託者において記録文書を作成し、作成時点で速やかに共有すること。
- ⑥ その他、企画、運営においては熊本県大阪事務所と協議のうえ決定すること。

（2）ステージ等の企画・運営

くまモンファンが楽しめるとともに熊本の観光（DC キャンペーン）・物産情報が観覧者に伝わるステージとする。また、くまモンのステージプログラムは、

くまモンが主役であることを意識した演出を行い、観覧者にサプライズと感動を与えるメインとなるプログラムを1つ以上企画すること。

- ① 設置するステージの仕様は以下を基準とすること。
 - ・ステージ：幅15m×奥7m×高さ1.5m程度
(設置済ステージの場合は同規模であれば可とする)
 - ・観覧席：300席程度(飲食スペースについては別途設置)
 - ・フリーゾーン：全体配置を考慮し、できるだけ多くの方が観覧できるよう努めること(着座、立見いずれでも可)。
 - ・仕様については契約後、熊本県大阪事務所と打ち合わせのうえ確定すること。
- ② ご当地キャラ大集合としたイベントを実施すること。
 - ・招聘キャラについては、熊本県大阪事務所と協議のうえ決定すること(観光PR(DCキャンペーン)も同時開催のため、熊本県内の新幹線停車駅(玉名、八代、水俣)におけるキャラの招聘も検討)。
 - ・ご当地キャラの自治体等から物産販売等の申し込みがあった場合は、可能な範囲でブースを提供すること。
- ③ 司会者(MC)には関西・東海エリアで任命されている「くまもと大好き大使」もしくは熊本県出身の著名人を起用すること。
- ④ くまモンの魅力および観光PR(DCキャンペーン)について共演者とのタイアップを実施すること。
- ⑤ 観光PR(DCキャンペーン)のステージを実施すること。
- ⑥ 移住定住促進に向けたステージを実施すること(熊本県内市町村との連携)。
- ⑦ 既存のくまモンファンに加え、新たなファン獲得(学生との連携等)に資する企画とすること。
- ⑧ 出演者控室等の運営については、以下の点に留意すること。
 - ・くまモンの控室は、安全及びプライバシーが確保できる個室を確保すること。
 - ・ご当地キャラ及びゲストの控室については、個室もしくはパーテーション等で仕切られた控室を確保すること。
 - ・出演者控室エリア内に、仮設トイレを1基以上設置すること。
- ⑨ リハーサルについては、イベント前日に実施することとし、出演者及び熊本県大阪事務所と協議のうえ決定を行うこと。
- ⑩ 企画、運営および内容に変更が生じる場合は、熊本県大阪事務所と打ち合わせのうえ決定すること。

(3) 物産展等の企画・運営、その他

会場内に熊本県関連の物産展を企画・運営するとともに集客を兼ねた熊本の商品のPRを実施すること。

- ① 飲食関連(物産販売を含む)及び観光ブースを、25程度設けること(本部については別途設置すること)。

- ② 体験型ブースを活用したイベントを実施すること。
- ③ 出展者の招聘から当日の運営までを熊本県大阪事務所と協議のうえ、主体的に行うこと。
 - ・出展者への説明会を開催すること。
 - ※オンラインでの開催も可とする。
 - ※必要に応じて、資料送付などの対応を行うこと。
 - ・説明会にかかる費用（旅費、会場使用料等）については委託料から支出すること。
 - ・ブース出展料については、熊本県大阪事務所と協議のうえ決定すること。
- ④ 保健及び消防等に関する諸手続きを行うこと。
- ⑤ ブース出展に関する備品（レンタル品）の斡旋を行うこと。
- ⑥ 共同で使用する冷蔵および冷凍ストッカーを準備すること。
- ⑦ 会場内にごみ箱を設置するとともに、会場外にごみ集積スペースを設置し、ごみの処理を適切に行うこと。
- ⑧ 会場内での簡易トイレの設置（要相談）

（４）独自性のある企画・運営

前記（２）及び（３）をより効果的に実施するための独自性のある企画・運営を実施すること。

（５）イベントのプロモーション資料制作及び告知展開

- ① プロモーション資料制作（１２月末制作完了）
 - ・チラシ１万部程度（Ａ４カラー片面又は両面）
 - ・プログラム５千部程度（Ａ４カラー両面）
 - ・ポスター１００枚程度（Ｂ２カラー）
 - ・ノベルティ作成（熊本県大阪事務所と協議）
- ② 告知展開
 - ・プロモーション資料の設置、配布
 - ・プレスリリース
 - ・パブリシティの活用
 - （例）テレビ、インターネット、SNS、デジタルサイネージ、新聞コミュニティ誌、動画配信等

※くまモンオフィシャルHP、くまモン隊X（旧：ツイッター）等を利用した告知は熊本県大阪事務所で行う。

（６）協賛企業の募集

- ① 協賛企業は、原則、熊本県内企業及び熊本県のPRに貢献する企業とする。
- ② 協賛企業の決定にあたっては、予め熊本県大阪事務所と協議を行うこと。
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する営業を行う者又はくま蒙のイメージを損なうおそれがあると認められる

企業については認めないこととする)。

- ③ 協賛の内容は以下のとおりとする。
 - ・協賛金による協賛
 - ・物品による協賛
 - ・タレント、ゲストによる協賛※用途は予め熊本県大阪事務所と協議すること。
- ④ 協賛企業の取扱い
 - ・チラシへの広告掲載
 - ・チラシへの企業名記載
 - ・ポスターへの企業名記載
 - ・ステージでの協賛企業アナウンス
 - ・企業の用意する配付チラシ等を本部ブースに設置

(7) 現場における安全管理

- ① ステージ、物販・PRブース等の適切なスタッフ配置
- ② 警備体制の確保（前日、第1日目の夜間）
- ③ イベント保険加入
- ④ 事故発生時における対応体制の整備

6 くまモン隊との連絡調整等

くまモンの出動に関しては、くまモン隊（関西圏）の管理運営業務を受託している株式会社ライツアパートメントに再委託し、くまモン隊に関する運営経費として30万円（税抜）程度を見込むこと。

※契約締結後、株式会社ライツアパートメント及び熊本県大阪事務所と協議を行うこと。

7 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

8 実績報告書及び成果品の提出

実績報告書については、紙（カラー刷り2部）及び電子データ（CD-R等1部）で提出すること。

「実績報告書」への記載が必要な項目

- ・イベント概要
- ・活動実績
- ・集客実績
- ・収支清算書
- ・状況写真（イベント状況（会場、ステージ）、その他プロモーション状況等）
- ・パンフレット等制作物がある場合は、1部以上添付
- ・その他、実績の確認に必要なもの

なお、すべての成果物（データ含む）の著作権等は熊本県に帰属するものとし、熊本県が施策の推進に必要なものに使用でき、著作者は著作者人格権を行使しないこととする。

但し、パブリシティ等上記によりがたいものや著名人、キャラクター等に係る著作権等については、熊本県大阪事務所及び受託者と別途協議のうえ、決定するものとする。

9 留意事項

- ・本イベントに係る業務については、受託者の責任において実施すること。
- ・くまモンのキャラクターイメージから逸脱しないような企画内容とすること。
※くまモンオフィシャルサイトを参照
- ・受託者は個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
特に、受託者によるメール送信などの誤送信により個人情報が流失する事案が多発しているため、十分留意すること。
- ・受託者は個人情報保護法を遵守し、個人情報が漏れることがないようにすること。
- ・その他、企画、運営においては熊本県大阪事務所と協議のうえ決定すること。